



歯科国試
パーフェクトマスター

衛生学・ 公衆衛生学

野村義明・山本 健 著

第2版

令和5年版

歯科医師国家試験出題基準 対応

歯科医師国家試験

合格に

この1冊!



医歯薬出版株式会社

医療倫理

Check Point

- ・医療の倫理と医学研究の倫理を区別して理解する。
- ・リスボン宣言、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言を区別して理解する。

I. 日本国憲法

1) 第 11 条 **基本的人権**

国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

2) 第 25 条 **生存権**

- ・すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活**を営む権利を有する。
- ・国は、すべての生活部面について、**社会福祉、社会保障及び公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない。

II. インフォームド・コンセント よくでる

- ・**インフォームド・コンセント：説明と同意**
- ・医療、医学研究ともに患者、対象者へのインフォームド・コンセントは必須であるが、その内容は異なる。

A 医療のインフォームド・コンセント

- ・①治療内容、②リスク、③代替医療、④セカンドオピニオンなどを平

Chapter 3

疫学とその応用

Check Point

- ・疫学の分類と特徴を理解する。
- ・疫学指標の計算ができる。

I. 疫学の歴史

A ジョン・スノー

- ・1850年代にイギリスでのコレラの流行時に、コレラ患者の居住地を記載
- ・患者が特定の井戸の周りに集中していることを発見し、**井戸**を封鎖しコレラの蔓延を防いだ。

B 高木兼寛の航海実験

海軍の航路で、乗組員の食事を白米ばかりでない食事に変更して脚気の発症を激減させた。



コラム：衛生学・公衆衛生学での歴史上の重要人物

人名	年代	内容
ヒポクラテス	B.C.460～375 頃	ヒポクラテスの誓い
ラマツィーニ	1633～1714	労働衛生の先駆的研究
チャドウィック	1800～1890	世界初の公衆衛生法を制定
ペッテンコッフアー	1818～1901	世界初の衛生学講座開設
ジョン・スノー	1813～1858	疫学の父
高木兼寛	1849～1920	ビタミンの父、航海上で脚気の撲滅

社会保障

Check Point

- ・ 社会保障の仕組みを理解する。
- ・ 医療保険制度は支払いの仕組みも含めて詳細に理解しておく。
- ・ 国民医療費は毎年データが変わるのでおおよその値を覚えればよい。約何％、何倍などの表現で出題されることが多い。

I. 日本国憲法 第二十五条（生存権）

すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。国は、すべての生活部面について、**社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。**（→ p.1 参照）

II. 社会保障の4つの柱

A 従来からの分類（4つの柱）

1) 社会保険

医療保険，年金保険，介護保険

2) 社会福祉

国民の生活の安定と福祉の増進

3) 公的扶助

生活保護，児童手当

4) 公衆衛生

感染症の予防

Check Point

- ・ワクチン（特異的予防）と感染症法について説明できる。
- ・微生物学，口腔外科学などと併せて理解する。

I. 感染予防

A 感染予防の三原則

対策	対象	予防法
感染源対策	細菌やウイルスなどをもっている人や物，汚染された器具や食品	感染源と接触しない 例) 滅菌，消毒，隔離，発症者の入院加療など
感染経路対策	接触感染，経口感染，飛沫感染，空気感染	体内に病原体を入れない 例) 手洗い，マスク，消毒
感受性対策	抵抗力の弱い人（高齢者や乳幼児，基礎疾患がある人）	抵抗力を高める 例) 健康増進，予防接種

インフルエンザに対する予防

- ・一次予防：予防接種（特異的予防），手洗い，流行地への渡航禁止
- ・二次予防：毎日の検温（早期発見），発熱外来の受診（早期治療）

B 感染源対策

1) 滅菌

芽胞を完全に不活化することが可能な条件で，器具や培養液などを処理することをいう。

I. 医療関係職種に係る法律

A 歯科三法

歯科医師法

歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

免許	絶対的欠格事由	未成年者
	相対的欠格事由	心身の障害、麻薬、大麻、あへん中毒、罰金以上の刑、医事に関し犯罪不正 視覚障害、聴覚障害、言語障害、精神障害は厚生労働省令
歯科医師国家試験	歯科医学と口腔衛生	
歯科医師の権利	業務独占、名称独占	
義務	①現状届け出（医師・歯科医師・薬剤師統計〈全数調査〉）、②品位保持、③臨床研修、④応召の義務、⑤診断書交付、⑥無診療治療の禁止、⑦処方せん交付、⑧療養方法等、保健指導、⑨診療録の記載、保存（5年保存、歯科衛生士に口述記載の場合は後で確認）	

第一条	歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。	総則
第三条	未成年者には、免許を与えない。	絶対的欠格事由
第四条	次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者 三 罰金以上の刑に処せられた者 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者	相対的欠格事由
第六条 3	歯科医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所、その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。	現状届け出 医師・歯科医師・薬剤師統計